



## 相続財産の寄附・遺言による遺贈について



近年、少子・高齢社会の進展や人口減少、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など、家族形態の変容による家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティ活動が低下する中で、生活困窮、孤独死、消費者被害など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が現れ、その問題が多様化、深刻化しています。

このような問題を解決するため、社会福祉協議会では、会員制度により市民・市団事業所より納入していただく会費を重要な自主財源とし、地域福祉活動に活用しています。また、市民、事業所、各種団体から寄せられる寄附金は、会費と同様に重要なものとなっております。

近年、「自分が亡くなった後、財産の一部を社会福祉のために寄附したい」という申し出がごございます。

羽村市社会福祉協議会では、このような尊いご遺志に応えるために、相続財産の寄附、遺言による遺贈を承っております。





## 相続財産の寄附

ご遺族の方が相続された財産を羽村市社会福祉協議会にご寄附いただいた場合、ご寄附いただいた財産には相続税がかかりません。税制上の優遇措置が適用されますが、相続税の申告期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内となります。この税制上の優遇措置の適用には、相続税の期限内に羽村市社会福祉協議会が発行する「相続財産の寄附に関する証明書」を添付する必要があります。(租税特別措置法第70条)



## 遺言による寄附「遺贈」

遺言により、自分の築いた財産を指定した人や団体に分けることを「遺贈」といいます。

近年、自分で築いた財産を相続させた後の余剰財産を社会福祉のために寄附したいという相談やお申し出があります。このような場合、遺言による方法で、財産の一部の受取人として羽村市社会福祉協議会を指定することにより、羽村市の地域福祉の推進に遺産を役立てることができます。

遺贈による財産の寄附をご検討される場合には、手続きを確実に進めるために「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

～問い合わせ先～

社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会

〒205-0002 羽村市栄町 2-18-1

TEL 042-554-0304 FAX 042-555-7445

